

事 務 連 絡
令和元年 10 月 23 日

岩手県 災害救助担当主管部（局）長 殿
岩手県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
宮城県 災害救助担当主管部（局）長 殿
宮城県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
福島県 災害救助担当主管部（局）長 殿
福島県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
茨城県 災害救助担当主管部（局）長 殿
茨城県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
栃木県 災害救助担当主管部（局）長 殿
栃木県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
群馬県 災害救助担当主管部（局）長 殿
群馬県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
埼玉県 災害救助担当主管部（局）長 殿
埼玉県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
千葉県 災害救助担当主管部（局）長 殿
千葉県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
東京都 災害救助担当主管部（局）長 殿
東京都 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
神奈川県 災害救助担当主管部（局）長 殿
神奈川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
新潟県 災害救助担当主管部（局）長 殿
新潟県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
山梨県 災害救助担当主管部（局）長 殿
山梨県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿
長野県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿
静岡県 災害救助担当主管部（局）長 殿
静岡県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

ホテル・旅館等を利用した避難所の一時的な利用について

令和元年台風第 15 号及び台風第 19 号に伴う災害については、ホテル・旅館等における避難所利用者の入浴等の支援について連絡しているところですが、以下の点について改めて御了知願います。

なお、管下市町村に対して、下記内容に関する周知を併せてお願いします。

記

1. 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、入浴の機会の確保等を図るため、避難所利用者が民間のホテル・旅館等で入浴、宿泊等をした場合の費用については、内閣府との協議により、以下の範囲で国庫負担（災害救助費等負担金）の対象とする。

- ・ 1 回の利用につき、2 泊 3 日（食事付き）を上限とすること。
- ・ 複数回利用する場合は、5 日間以上の間隔を取ること。
- ・ 在宅の避難者についても、避難所に立ち寄って登録していただければ利用可能であること。

2. 避難所生活が長期化している場合、特に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者については、二次的健康被害を未然に防止するなど十分な配慮が必要であるため、避難所で厳しい生活をしている避難者の具体的な事情を勘案して、都県又は市町村がやむを得ないと認める場合には、内閣府との協議により、一時的にホテル・旅館等を活用した避難所を 1 週間又はそれ以上利用することも差し支えないこととする。また、ホテル・旅館等への移送のためのバス借上げ費等の相当な実費を含め、避難所設置のための費用として国庫負担（災害救助費等負担金）の対象とする。

なお、この場合において、避難所は一時的に生活を送るために設置されるものであることを踏まえ、ホテル・旅館等の利用に当たっては、今後の見通しを確認するとともに、被災者の住まいの確保に取り組むこと。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

赤司、浅井、山田

TEL 03 - 3501 - 5191